

第 12 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 27 年 6 月 8 日

上富良野町農業委員会

第12回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年6月8日(月) 午後6時30分から午後8時05分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	4	杉本 隆一
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
8	島田 政志	9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

3	谷 忠				
---	-----	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の作成について
- 日程第3 諮問第2号 農用地利用集積計画の訂正について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第4 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分
計画(案)に対する意見について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第8 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について
(下限面積の設定)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後6時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第12回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
1番 谷本嘉彦 委員に合わせ、ご唱和ください。

長谷川委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第12回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、4番 杉本隆一 君、5番 石橋信次 君、を指名いたします。

議 長 日程第2 「諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
平成26年4月から農地中間管理事業の制度が開始し、上富良野町の第1号の案件となるものであります。〇〇〇〇公社から賃貸借についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成27年6月8日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。
以下、諮問第1号朗読。

中間管理事業について参考資料に基づき説明を行う。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃18番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。諮問第1号 賃18番について、補足説明いたします。

3月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、この中間管理事業に関する協議がなされました。出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん 受け手は〇〇〇〇公社となります。反当たり4000円で10年間の賃貸借となります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 中間管理事業のPRをしているのでしょうか？

議 長 先程、事務局長から説明があったとおりです。事業に関しては応募もありました。PRしたかといってどうにかなるものではなく、賃貸借の案件が事業要件に該当するか判断するもの。

島田委員 事業の目標値があり、それを達成しなければならいのではないと思いますが。

事務局長 国が事業を実施するに際して目標値を設定しますが、その目標値を北海道ではクリアしている。

議 長 他にありますか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 「諮問第2号 農用地利用集積計画の訂正について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、10番 長谷川裕見委員の退席を求めます。(10番 長谷川 委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
平成27年5月7日に議決した農用地利用集積計画について、内容の訂正がありましたので、再度農用地利用集積計画を定めることで、委員会の意見を求めるものです。
平成27年6月8日提出 上富良野町長 向山 富夫

以下、諮問第2号朗読。

議 長 これをもって提案に関する説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
10番 長谷川裕見 委員の退席を解きます。(10番 長谷川 委員 着席)

議 長 「日程第4 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、7番 井村昭次委員の退席を求めます。(7番 井村 委員 退席)

議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、〇〇〇〇公社による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要

請を行うよう、求める。

平成27年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

要請内容は、離農により、〇〇〇〇さんが売却することになった農地について、農地保有合理化促進事業の担い手支援タイプ事業により〇〇〇〇公社と買入調整を行うものです。〇〇〇〇公社が買入れた後は、〇〇〇〇氏と5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。

以下、内容を朗読いたします。

農地保有合理化事業について参考資料に基づき説明を行う。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第1号について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、3月に〇〇地区の斡旋会を実施し、〇〇〇〇さんが受け手となり、売買が成立したところでしたが、このたび、〇〇〇〇公社の合理化事業となって、進めていく。ということです。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

井村代理 賃貸料はいくらですか。

事務局 賃貸料は売買価格の2%です。売買価格は斡旋会で決まった額です。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
7番 井村昭次委員の退席を解きます。(7番 井村 委員 着席)

議 長 日程第5 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。

平成27年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

参考資料に基づき説明を行う。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 島田政志 委員」

島田委員 8番 島田です。議案第2号について、補足説明いたします。

出し手 ○町○丁目○番○号 ○○○○さん、受け手 ○町○丁目○番○号 ○○○○さん。所在地は、○○線○○号の田11筆と、○○線○○号○○○○宅横の田2筆となります。○○○○さんの離農により、今回売買となりました。
受け手の○○○○さんは、出し手の○○○○さんの元屋敷に住んでいる。
以上です。よろしく願いいたします。

議 長 受け手の遠藤さんについては、新規の就農、ということとなります。
遠藤さんに関わる件で、追加の説明等あれば、事務局で説明をお願いします。

事務局 事務局から、説明します。
《詳細省略》

谷本委員 《詳細省略》

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。

平成27年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農用区域内での火山灰採取による一時転用、都市計画区域用途地域内、第3種用地の一般住宅建設、農業用倉庫建設の3件でございます。いずれも転用計画に問題はないと考えます。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員

6番 佐藤です。議案第3号 1番について、補足説明いたします。

所有者 ○○線○○号の ○○会社○○○○、転用者 富良野市の○○○○(株)、所在地は○○の○○○○道路付近となります。火山灰採取のため1年間(平成28年6月30日まで)の一時転用であり、隣接者(○○○○さん)の同意も得ており、転用には問題ないと思っております。

慎重審議をよろしくお願いたします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第3号 2番について、提案に関する補足説明を願います。

「3番 谷 忠 委員」が欠席のため「事務局」

事務局

事務局です。議案第3号 2番について、補足説明いたします。

所有者 ○町○丁目○番○号の○○○○さん 転用者 ○町○丁目○番○号の○○○
○さん、所在地は○町○丁目の○○○○の横になります。

都市計画区域・用途地域内での一般住宅建設のため転用となりますので転用には問題な

いと思います。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾 雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾 です。議案第3号 3番について、補足説明いたします。

所有者 ○○地区○○○○ ○○○○さん 転用者 ○○地区○○○○ ○○会社
○○○○ さん、所在地は○○地区、○○○○道路の西側になります。

農業振興地域での農業用施設の建設のため転用となりますので転用には問題ないと思
います。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第4号 「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配
分計画(案)に対する意見について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、9番 館尾雄治

委員の退席を求めます。(9番 館尾 委員 退席)

議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第4号について、ご説明いたします。

「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づきまして、農用地利用配分計画(案)に対する意見について、農業委員会の意見を求める。

平成27年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

先ほどの諮問第1号、中間管理事業に係る農用地利用集積計画を受けて、農用地利用配分計画は、中間管理機構である〇〇〇〇公社が出し手となって、〇〇〇〇さんが受け手となることを計画したものととなります。配分計画書の案は町が作成し、農業委員会に意見を求められているものです。農業委員会は意見書を付して町に提出。町から〇〇〇〇公社を通じて、北海道に提出、最終的には北海道知事が認可し公告となります。

農業委員会としては、配分計画案について、適否の審議をして、その結果を答申する。ということとなります。

議長

議案第4号 について、提案に関する補足説明を願います。

「11番 井村 悦丈 委員」

井村 委員

11番 井村 です。議案第4号 について、補足説明いたします。

中間管理事業により、〇〇〇〇公社から10年間の賃貸となって、受け手となる〇〇〇〇さんは、この配分計画に係る農地に隣接した土地を含め、しっかりとした農業経営をされています。この中間管理事業による借り入れ後においても、効率的かつ安定的に耕作されることが期待されますので、農用地利用配分計画は適正なものとして考え、適して答申することに、問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 について、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適である旨の答申をすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

9番 館尾雄治委員の退席を解きます。(9番 館尾 委員 着席)

議長

日程第8 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」の件を議題といたします。

議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定（別段の面積の設定）について審議を求める。

平成27年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
審議資料として、2010農林業センサスを添付してご置きます。農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。以下、内容を朗読。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第12回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問2件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後8時5分

上記第12回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 6 月 8 日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____